

甲賀流リアル忍者館土産品委託販売規約

この規約は、出品事業者と一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会（以下「本協会」という）との間の委託販売取引に関する基本事項を定めることを目的とします。

（商品の委託・受託）

出品事業者は、本協会に対し、商品を消化仕入れ（酒類を除く）で委託し、本協会はこれを受託します。商品搬入・陳列については、出品事業者がリアル忍者館の開館時間（開館／閉館業務の前後 30 分含む）に搬入し、指定する区画内で配置して下さい。

（業務内容）

本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行います。

- （1）商品の販売
- （2）売上代金の回収
- （3）商品の広告、宣伝、販売の斡旋、その他付随、関連する行為
- （4）商品の賞味期限・消費期限の管理

賞味・消費期限が指定期日に迫ったものは、出品事業者で即時回収、または、リアル忍者館で破棄します。

- （5）苦情・返品等の処理

リアル忍者館は、館内で販売した商品について購入者から苦情又は返品があった場合は、速やかに出品事業者に連絡を取りますので、出品事業者は適切な措置を講じてください。

（販売価格）

本協会は、出品事業者の指定する販売価格に基づき、商品を販売します。

（販売手数料）

出品事業者が本協会に対して支払う販売手数料は次の通りです。甲賀市内の観光協会員【商品の販売価格（消費税抜き）の 20%+消費税】、会員外【商品の販売価格（消費税抜き）の 30%+消費税】とします。なお、商品の販売に販売手数料以上の経費を要した場合でも、本協会は出品事業者に対し何ら請求しません。

（瑕疵担保）

本協会は、出品事業者から商品の納入を受けたときは、その場で検査し、数量の不足または瑕疵があった場合には、出品事業者はこれに対し代品納入または補修を行うものとします。

（売上代金の報告及び支払方法）

本協会は、当月末までの商品の販売数量・売上代金を翌月 10 日までに出品事業者へ報告し、原則として、当月末日締め翌月 20 日払いの精算とします。支払方法は、出品者が指定する取引銀行口座へ送金（振込手数料は出品事業者負担）、または、現金での受け渡しのいずれかを契約時に相談させていただきます。

(守秘義務)

本協会は、本規約の業務の履行に当たって知り得た出品事業者の秘密を第三者に漏洩してはならず、取引終了後 も同様とする。本協会の使用人についても同様に監督するものとします。

(取引中止等)

出品事業者は、下記のいずれかに該当したときは、直ちに出品事業者を解除することができるものとします。

- (1) 出品事業者が本規約に違反またはリアル忍者館の指示に従わないときは、取り扱いを停止いたします。また、受注・納品が円滑に行われず、欠品などによりリアル忍者館に損害を与えた場合も先に同じく取り扱いを停止いたしますのでご了承ください。
- (2) 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けたとき
- (3) 破産、会社更生法の申立及び民事再生手続きの申立をし、またはこれらの申立がされたとき
- (4) 解散、合併または営業の全部、重要な一部の譲渡を決議したとき
- (5) 監督官庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けたとき
- (6) 財政状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- (7) 上記に準じる事実が生じたとき

(契約期間)

委託販売の期間は、3ヶ月とします。3ヶ月間の委託販売期間は更新することが可能です。3ヶ月間の委託販売期間終了にあたり、その終了時期の2週間前までに出品事業者または本協会からの販売終了の申し入れや販売価格等の変更の通知がない場合は、委託販売期間を自動更新することとします。

(協議)

本規約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定します。

(免責)

盗難、自然災害及びその他の不可抗力による被害については、乙はその責を負わないものとします。

(附則)

この規約は、令和2年9月20日から施行します。

滋賀県甲賀市甲南町野田 810

一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会

会長 小山 剛